

## 別表六（二十一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の11第2項《国際戦略総合特別区域において機械等を取  
得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を  
受ける場合に記載します。

は、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の  
適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額  
を積立金として積み立てる方法により経理したとき  
は、その経理した金額を記載します。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額10」